

新 旧 対 照 表 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について（17頁）
- 3 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則（22頁）
- 4 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（25頁）
- 5 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（28頁）
- 6 一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（31頁）
- 7 東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（32頁）
- 8 東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（33頁）
- 9 東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（34頁）
- 10 警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（35頁）
- 11 東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（36頁）
- 12 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（37頁）
- 13 一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（39頁）
- 14 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）（40頁）
- 15 東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正（45頁）
- 16 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（46頁）
- 17 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（47頁）
- 18 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（49頁）
- 19 東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（51頁）
- 20 学校職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（57頁）
- 21 東京都教育委員会職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（61頁）
- 22 警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（64頁）
- 23 東京消防庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（68頁）

改正案	現行
<p>第一条から第八条の二まで（現行のとおり） （新たに職員となつた者の職務の級）</p> <p>第九条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>(1)（現行のとおり）</p> <p>(2) 公安職給料表の職務の級六級、七級及び八級</p> <p>(3) から(6)まで（現行のとおり）</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>（新たに職員となつた者の号給）</p> <p>第十条（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 前二号の規定にかかわらず、昇格した職務の級が行政職給料表(一)の職務の級五級（以下「行政職給料表(一)五級」という。）又は公安職給料表の職務の級八級（以下「公安職給料表八級」という。）であるときは、第二十条第二項の規定に準ずる方法により得られる号給</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第十一条から第十九条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第八条の二まで（略） （新たに職員となつた者の職務の級）</p> <p>第九条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 公安職給料表の職務の級七級、八級及び九級</p> <p>(3) から(6)まで（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（新たに職員となつた者の号給）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 前二号の規定にかかわらず、昇格した職務の級が行政職給料表(一)の職務の級五級（以下「行政職給料表(一)五級」という。）又は公安職給料表の職務の級九級（以下「公安職給料表九級」という。）であるときは、第二十条第二項の規定に準ずる方法により得られる号給</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第十一条から第十九条まで（略）</p>

(昇格の場合の号給)

第二十条 (現行のとおり)

2 職員を行政職給料表(一)五級又は公安職給料表八級に昇格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に定める号給とする。

一 昇格の日におけるその者の職が別表第八に定める行政職給料表(一)五級又は公安職給料表八級昇格時職務区分別号給表(以下「昇格時職務区分別号給表」という。)に定めがある場合は、昇格時職務区分別号給表の昇格後の号給欄に掲げる号給

二 (現行のとおり)

3及び4 (現行のとおり)

(降格の場合の号給)

第二十一条 (現行のとおり)

2 職員を行政職給料表(一)五級又は公安職給料表八級から一級下位の職務の級に降格させた場合におけるその者の号給は、第二十二條第二項及び第三項の規定に準ずる方法により得られる号給とする。

3 (現行のとおり)

(行政職給料表(一)五級等の適用を受ける職員を昇格時職務区分別号給表に定める職務区分の異なる職に異動させた場合の号給)

(昇格の場合の号給)

第二十条 (略)

2 職員を行政職給料表(一)五級又は公安職給料表九級に昇格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に定める号給とする。

一 昇格の日におけるその者の職が別表第八に定める行政職給料表(一)五級又は公安職給料表九級昇格時職務区分別号給表(以下「昇格時職務区分別号給表」という。)に定めがある場合は、昇格時職務区分別号給表の昇格後の号給欄に掲げる号給

二 (略)

3及び4 (略)

(降格の場合の号給)

第二十一条 (略)

2 職員を行政職給料表(一)五級又は公安職給料表九級から一級下位の職務の級に降格させた場合におけるその者の号給は、第二十二條第二項及び第三項の規定に準ずる方法により得られる号給とする。

3 (略)

(行政職給料表(一)五級等の適用を受ける職員を昇格時職務区分別号給表に定める職務区分の異なる職に異動させた場合の号給)

第二十一条の二 行政職給料表(一)五級又は公安職給料表八級の適用を受ける職員を昇格時職務区分別号給表に定める職務区分の異なる職に異動させた場合におけるその者の号給は、第二十条第二項の規定に準ずる方法により得られる号給とする。

第二十二条から第三十三条まで (現行のとおり)

(行政職給料表(一)五級等の適用を受ける職員についての適用除外)

第三十四条 第二十七条から第三十三条までの規定は、行政職給料表(一)五級及び公安職給料表八級の適用を受ける職員には適用しない。

第三十五条 (現行のとおり)

別表第一 (現行のとおり)

別表第二 級別資格基準表 (第4条関係)

イ及びロ (現行のとおり)

ハ 公安職給料表級別資格基準表

職種	試験(選考)	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
警察官 消防吏員	I類	0	3	1	4	3
	II類	0	4	2	4	3
	III類	0	5	3	4	3

第二十一条の二 行政職給料表(一)五級又は公安職給料表九級の適用を受ける職員を昇格時職務区分別号給表に定める職務区分の異なる職に異動させた場合におけるその者の号給は、第二十条第二項の規定に準ずる方法により得られる号給とする。

第二十二条から第三十三条まで (略)

(行政職給料表(一)五級等の適用を受ける職員についての適用除外)

第三十四条 第二十七条から第三十三条までの規定は、行政職給料表(一)五級及び公安職給料表九級の適用を受ける職員には適用しない。

第三十五条 (略)

別表第一 (略)

別表第二 級別資格基準表 (第4条関係)

イ及びロ (略)

ハ 公安職給料表級別資格基準表

職種	試験(選考)	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
警察官 消防吏員	I類	0	2	1	1	4	3
	II類	0	3	1	2	4	3
	III類	0	4	1	3	4	3

備考 (現行のとおり)

ニからトまで (現行のとおり)

別表第三から別表第六まで (現行のとおり)

別表第七 昇格時号給対応表 (第20条関係)

イ及びロ (現行のとおり)

ハ 公安職給料表

昇格の日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	2	1	1	1	1
3	1	3	1	1	1	1
4	1	4	1	1	1	1
5	1	5	1	1	1	1
6	1	6	1	1	1	1
7	1	7	1	1	1	1
8	1	8	1	1	1	1
9	1	9	1	1	1	1
10	1	10	2	2	1	2
11	1	11	3	3	1	3
12	1	12	4	4	1	4
13	1	13	5	5	1	5

備考 (略)

ニからトまで (略)

別表第三から別表第六まで (略)

別表第七 昇格時号給対応表 (第20条関係)

イ及びロ (略)

ハ 公安職給料表

昇格の日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	2	1	1	1	1
3	1	1	3	1	1	1	1
4	1	1	4	1	1	1	1
5	1	1	5	1	1	1	1
6	2	1	6	1	1	1	1
7	3	1	7	1	1	1	1
8	4	1	8	1	1	1	1
9	5	1	9	1	1	1	1
10	6	1	10	2	2	1	2
11	7	1	11	3	3	1	3
12	8	1	12	4	4	1	4
13	9	1	13	5	5	1	5

14	1	14	6	6	2	6
15	1	15	7	7	3	7
16	1	16	8	8	4	8
17	1	17	9	9	5	9
18	2	18	10	10	6	10
19	3	19	11	11	7	11
20	4	20	12	12	8	12
21	5	21	13	13	9	13
22	6	22	14	14	10	14
23	7	23	15	15	11	15
24	8	24	16	16	12	16
25	9	25	17	17	13	17
26	10	26	18	18	14	18
27	11	27	19	19	15	19
28	12	28	20	20	16	20
29	13	29	21	21	17	21
30	14	30	22	22	18	22
31	15	31	23	23	19	23
32	16	32	24	24	20	24
33	17	33	25	25	21	25
34	18	34	26	26	22	26
35	19	35	27	27	23	27

14	10	2	14	6	6	2	6
15	11	3	15	7	7	3	7
16	12	4	16	8	8	4	8
17	13	5	17	9	9	5	9
18	14	6	18	10	10	6	10
19	15	7	19	11	11	7	11
20	16	8	20	12	12	8	12
21	17	9	21	13	13	9	13
22	18	10	22	14	14	10	14
23	19	11	23	15	15	11	15
24	20	12	24	16	16	12	16
25	21	13	25	17	17	13	17
26	22	14	26	18	18	14	18
27	23	15	27	19	19	15	19
28	24	16	28	20	20	16	20
29	25	17	29	21	21	17	21
30	26	18	30	22	22	18	22
31	27	19	31	23	23	19	23
32	28	20	32	24	24	20	24
33	29	21	33	25	25	21	25
34	30	22	34	26	26	22	26
35	31	23	35	27	27	23	27

<u>36</u>	<u>20</u>	<u>36</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>28</u>
<u>37</u>	<u>21</u>	<u>37</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>29</u>
<u>38</u>	<u>22</u>	<u>38</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>26</u>	<u>30</u>
<u>39</u>	<u>23</u>	<u>39</u>	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>27</u>	<u>31</u>
<u>40</u>	<u>24</u>	<u>40</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>28</u>	<u>32</u>
<u>41</u>	<u>25</u>	<u>41</u>	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>29</u>	<u>33</u>
<u>42</u>	<u>26</u>	<u>42</u>	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>34</u>
<u>43</u>	<u>27</u>	<u>43</u>	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>31</u>	<u>35</u>
<u>44</u>	<u>28</u>	<u>44</u>	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>32</u>	<u>36</u>
<u>45</u>	<u>29</u>	<u>45</u>	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>33</u>	<u>37</u>
<u>46</u>	<u>30</u>	<u>46</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>34</u>	<u>38</u>
<u>47</u>	<u>31</u>	<u>47</u>	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>35</u>	<u>39</u>
<u>48</u>	<u>32</u>	<u>48</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>36</u>	<u>40</u>
<u>49</u>	<u>33</u>	<u>49</u>	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>37</u>	<u>41</u>
<u>50</u>	<u>34</u>	<u>50</u>	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>38</u>	<u>42</u>
<u>51</u>	<u>35</u>	<u>51</u>	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>39</u>	<u>43</u>
<u>52</u>	<u>36</u>	<u>52</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>40</u>	<u>44</u>
<u>53</u>	<u>37</u>	<u>53</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>41</u>	<u>45</u>
<u>54</u>	<u>38</u>	<u>54</u>	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>46</u>
<u>55</u>	<u>39</u>	<u>55</u>	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>43</u>	<u>47</u>
<u>56</u>	<u>40</u>	<u>56</u>	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>44</u>	<u>48</u>
<u>57</u>	<u>41</u>	<u>57</u>	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>45</u>	<u>49</u>

<u>36</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>36</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>28</u>
<u>37</u>	<u>33</u>	<u>25</u>	<u>37</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>29</u>
<u>38</u>	<u>34</u>	<u>26</u>	<u>38</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>26</u>	<u>30</u>
<u>39</u>	<u>35</u>	<u>27</u>	<u>39</u>	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>27</u>	<u>31</u>
<u>40</u>	<u>36</u>	<u>28</u>	<u>40</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>28</u>	<u>32</u>
<u>41</u>	<u>37</u>	<u>29</u>	<u>41</u>	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>29</u>	<u>33</u>
<u>42</u>	<u>38</u>	<u>30</u>	<u>42</u>	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>34</u>
<u>43</u>	<u>39</u>	<u>31</u>	<u>43</u>	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>31</u>	<u>35</u>
<u>44</u>	<u>40</u>	<u>32</u>	<u>44</u>	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>32</u>	<u>36</u>
<u>45</u>	<u>41</u>	<u>33</u>	<u>45</u>	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>33</u>	<u>37</u>
<u>46</u>	<u>42</u>	<u>34</u>	<u>46</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>34</u>	<u>38</u>
<u>47</u>	<u>43</u>	<u>35</u>	<u>47</u>	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>35</u>	<u>39</u>
<u>48</u>	<u>44</u>	<u>36</u>	<u>48</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>36</u>	<u>40</u>
<u>49</u>	<u>45</u>	<u>37</u>	<u>49</u>	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>37</u>	<u>41</u>
<u>50</u>	<u>46</u>	<u>38</u>	<u>50</u>	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>38</u>	<u>42</u>
<u>51</u>	<u>47</u>	<u>39</u>	<u>51</u>	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>39</u>	<u>43</u>
<u>52</u>	<u>48</u>	<u>40</u>	<u>52</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>40</u>	<u>44</u>
<u>53</u>	<u>49</u>	<u>41</u>	<u>53</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>41</u>	<u>45</u>
<u>54</u>	<u>50</u>	<u>42</u>	<u>54</u>	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>46</u>
<u>55</u>	<u>51</u>	<u>43</u>	<u>55</u>	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>43</u>	<u>47</u>
<u>56</u>	<u>52</u>	<u>44</u>	<u>56</u>	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>44</u>	<u>48</u>
<u>57</u>	<u>53</u>	<u>45</u>	<u>57</u>	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>45</u>	<u>49</u>

<u>58</u>	<u>42</u>	<u>58</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>45</u>	<u>49</u>
<u>59</u>	<u>43</u>	<u>59</u>	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>46</u>	<u>50</u>
<u>60</u>	<u>44</u>	<u>60</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>46</u>	<u>50</u>
<u>61</u>	<u>45</u>	<u>61</u>	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>47</u>	<u>51</u>
<u>62</u>	<u>46</u>	<u>62</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>47</u>	<u>51</u>
<u>63</u>	<u>47</u>	<u>63</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>48</u>	<u>52</u>
<u>64</u>	<u>48</u>	<u>64</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>48</u>	<u>52</u>
<u>65</u>	<u>49</u>	<u>65</u>	<u>57</u>	<u>57</u>	<u>49</u>	<u>53</u>
<u>66</u>	<u>50</u>	<u>66</u>	<u>58</u>	<u>58</u>	<u>50</u>	<u>54</u>
<u>67</u>	<u>51</u>	<u>67</u>	<u>59</u>	<u>59</u>	<u>51</u>	<u>55</u>
<u>68</u>	<u>52</u>	<u>68</u>	<u>60</u>	<u>60</u>	<u>52</u>	<u>56</u>
<u>69</u>	<u>53</u>	<u>69</u>	<u>61</u>	<u>61</u>	<u>53</u>	<u>57</u>
<u>70</u>	<u>54</u>	<u>70</u>	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>54</u>	<u>58</u>
<u>71</u>	<u>55</u>	<u>71</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	<u>55</u>	<u>59</u>
<u>72</u>	<u>56</u>	<u>72</u>	<u>62</u>	<u>64</u>	<u>56</u>	<u>60</u>
<u>73</u>	<u>57</u>	<u>73</u>	<u>63</u>	<u>65</u>	<u>57</u>	<u>61</u>
<u>74</u>	<u>57</u>	<u>74</u>	<u>63</u>	<u>66</u>	<u>58</u>	<u>61</u>
<u>75</u>	<u>58</u>	<u>75</u>	<u>64</u>	<u>67</u>	<u>59</u>	<u>62</u>
<u>76</u>	<u>58</u>	<u>76</u>	<u>64</u>	<u>68</u>	<u>60</u>	<u>62</u>
<u>77</u>	<u>59</u>	<u>77</u>	<u>65</u>	<u>69</u>	<u>61</u>	<u>63</u>
<u>78</u>	<u>59</u>	<u>77</u>	<u>66</u>	<u>70</u>	<u>62</u>	<u>63</u>
<u>79</u>	<u>60</u>	<u>78</u>	<u>67</u>	<u>71</u>	<u>63</u>	<u>64</u>

<u>58</u>	<u>54</u>	<u>46</u>	<u>58</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>45</u>	<u>49</u>
<u>59</u>	<u>55</u>	<u>47</u>	<u>59</u>	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>46</u>	<u>50</u>
<u>60</u>	<u>56</u>	<u>48</u>	<u>60</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>46</u>	<u>50</u>
<u>61</u>	<u>57</u>	<u>49</u>	<u>61</u>	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>47</u>	<u>51</u>
<u>62</u>	<u>58</u>	<u>50</u>	<u>62</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>47</u>	<u>51</u>
<u>63</u>	<u>59</u>	<u>51</u>	<u>63</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>48</u>	<u>52</u>
<u>64</u>	<u>60</u>	<u>52</u>	<u>64</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>48</u>	<u>52</u>
<u>65</u>	<u>61</u>	<u>53</u>	<u>65</u>	<u>57</u>	<u>57</u>	<u>49</u>	<u>53</u>
<u>66</u>	<u>62</u>	<u>54</u>	<u>66</u>	<u>58</u>	<u>58</u>	<u>50</u>	<u>54</u>
<u>67</u>	<u>63</u>	<u>55</u>	<u>67</u>	<u>59</u>	<u>59</u>	<u>51</u>	<u>55</u>
<u>68</u>	<u>64</u>	<u>56</u>	<u>68</u>	<u>60</u>	<u>60</u>	<u>52</u>	<u>56</u>
<u>69</u>	<u>65</u>	<u>57</u>	<u>69</u>	<u>61</u>	<u>61</u>	<u>53</u>	<u>57</u>
<u>70</u>	<u>65</u>	<u>57</u>	<u>70</u>	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>54</u>	<u>58</u>
<u>71</u>	<u>66</u>	<u>58</u>	<u>71</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	<u>55</u>	<u>59</u>
<u>72</u>	<u>66</u>	<u>58</u>	<u>72</u>	<u>62</u>	<u>64</u>	<u>56</u>	<u>60</u>
<u>73</u>	<u>67</u>	<u>59</u>	<u>73</u>	<u>63</u>	<u>65</u>	<u>57</u>	<u>61</u>
<u>74</u>	<u>67</u>	<u>59</u>	<u>74</u>	<u>63</u>	<u>66</u>	<u>58</u>	<u>61</u>
<u>75</u>	<u>68</u>	<u>60</u>	<u>75</u>	<u>64</u>	<u>67</u>	<u>59</u>	<u>62</u>
<u>76</u>	<u>68</u>	<u>60</u>	<u>76</u>	<u>64</u>	<u>68</u>	<u>60</u>	<u>62</u>
<u>77</u>	<u>69</u>	<u>61</u>	<u>77</u>	<u>65</u>	<u>69</u>	<u>61</u>	<u>63</u>
<u>78</u>	<u>70</u>	<u>62</u>	<u>77</u>	<u>66</u>	<u>70</u>	<u>62</u>	<u>63</u>
<u>79</u>	<u>71</u>	<u>63</u>	<u>78</u>	<u>67</u>	<u>71</u>	<u>63</u>	<u>64</u>

<u>80</u>	<u>60</u>	<u>78</u>	<u>68</u>	<u>72</u>	<u>64</u>	<u>64</u>
<u>81</u>	<u>61</u>	<u>79</u>	<u>69</u>	<u>73</u>	<u>65</u>	<u>65</u>
<u>82</u>	<u>62</u>	<u>79</u>	<u>70</u>	<u>74</u>	<u>65</u>	<u>65</u>
<u>83</u>	<u>63</u>	<u>80</u>	<u>71</u>	<u>75</u>	<u>66</u>	<u>66</u>
<u>84</u>	<u>64</u>	<u>80</u>	<u>72</u>	<u>76</u>	<u>66</u>	<u>66</u>
<u>85</u>	<u>65</u>	<u>81</u>	<u>73</u>	<u>77</u>	<u>67</u>	<u>67</u>
<u>86</u>	<u>66</u>	<u>82</u>	<u>74</u>	<u>77</u>	<u>67</u>	<u>67</u>
<u>87</u>	<u>67</u>	<u>83</u>	<u>75</u>	<u>78</u>	<u>68</u>	<u>68</u>
<u>88</u>	<u>68</u>	<u>84</u>	<u>76</u>	<u>78</u>	<u>68</u>	<u>68</u>
<u>89</u>	<u>69</u>	<u>85</u>	<u>77</u>	<u>79</u>	<u>69</u>	<u>69</u>
<u>90</u>	<u>70</u>	<u>86</u>	<u>78</u>	<u>79</u>	<u>70</u>	<u>69</u>
<u>91</u>	<u>71</u>	<u>87</u>	<u>79</u>	<u>80</u>	<u>71</u>	<u>70</u>
<u>92</u>	<u>72</u>	<u>88</u>	<u>80</u>	<u>80</u>	<u>72</u>	<u>70</u>
<u>93</u>	<u>73</u>	<u>89</u>	<u>81</u>	<u>81</u>	<u>73</u>	<u>71</u>
<u>94</u>	<u>74</u>	<u>90</u>	<u>82</u>	<u>82</u>	<u>73</u>	<u>71</u>
<u>95</u>	<u>75</u>	<u>91</u>	<u>83</u>	<u>83</u>	<u>74</u>	<u>72</u>
<u>96</u>	<u>76</u>	<u>92</u>	<u>84</u>	<u>84</u>	<u>74</u>	<u>72</u>
<u>97</u>	<u>77</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	<u>85</u>	<u>75</u>	<u>73</u>
<u>98</u>	<u>77</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	<u>85</u>	<u>75</u>	<u>73</u>
<u>99</u>	<u>78</u>	<u>94</u>	<u>86</u>	<u>86</u>	<u>76</u>	<u>74</u>
<u>100</u>	<u>78</u>	<u>94</u>	<u>86</u>	<u>86</u>	<u>76</u>	<u>74</u>
<u>101</u>	<u>79</u>	<u>95</u>	<u>87</u>	<u>87</u>	<u>77</u>	<u>75</u>

<u>80</u>	<u>72</u>	<u>64</u>	<u>78</u>	<u>68</u>	<u>72</u>	<u>64</u>	<u>64</u>
<u>81</u>	<u>73</u>	<u>65</u>	<u>79</u>	<u>69</u>	<u>73</u>	<u>65</u>	<u>65</u>
<u>82</u>	<u>74</u>	<u>66</u>	<u>79</u>	<u>70</u>	<u>74</u>	<u>65</u>	<u>65</u>
<u>83</u>	<u>75</u>	<u>67</u>	<u>80</u>	<u>71</u>	<u>75</u>	<u>66</u>	<u>66</u>
<u>84</u>	<u>76</u>	<u>68</u>	<u>80</u>	<u>72</u>	<u>76</u>	<u>66</u>	<u>66</u>
<u>85</u>	<u>77</u>	<u>69</u>	<u>81</u>	<u>73</u>	<u>77</u>	<u>67</u>	<u>67</u>
<u>86</u>	<u>78</u>	<u>70</u>	<u>82</u>	<u>74</u>	<u>77</u>	<u>67</u>	<u>67</u>
<u>87</u>	<u>79</u>	<u>71</u>	<u>83</u>	<u>75</u>	<u>78</u>	<u>68</u>	<u>68</u>
<u>88</u>	<u>80</u>	<u>72</u>	<u>84</u>	<u>76</u>	<u>78</u>	<u>68</u>	<u>68</u>
<u>89</u>	<u>81</u>	<u>73</u>	<u>85</u>	<u>77</u>	<u>79</u>	<u>69</u>	<u>69</u>
<u>90</u>	<u>82</u>	<u>74</u>	<u>86</u>	<u>78</u>	<u>79</u>	<u>70</u>	<u>69</u>
<u>91</u>	<u>83</u>	<u>75</u>	<u>87</u>	<u>79</u>	<u>80</u>	<u>71</u>	<u>70</u>
<u>92</u>	<u>84</u>	<u>76</u>	<u>88</u>	<u>80</u>	<u>80</u>	<u>72</u>	<u>70</u>
<u>93</u>	<u>85</u>	<u>77</u>	<u>89</u>	<u>81</u>	<u>81</u>	<u>73</u>	<u>71</u>
<u>94</u>	<u>86</u>	<u>77</u>	<u>90</u>	<u>82</u>	<u>82</u>	<u>73</u>	<u>71</u>
<u>95</u>	<u>87</u>	<u>78</u>	<u>91</u>	<u>83</u>	<u>83</u>	<u>74</u>	<u>72</u>
<u>96</u>	<u>88</u>	<u>78</u>	<u>92</u>	<u>84</u>	<u>84</u>	<u>74</u>	<u>72</u>
<u>97</u>	<u>89</u>	<u>79</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	<u>85</u>	<u>75</u>	<u>73</u>
<u>98</u>	<u>90</u>	<u>79</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	<u>85</u>	<u>75</u>	<u>73</u>
<u>99</u>	<u>91</u>	<u>80</u>	<u>94</u>	<u>86</u>	<u>86</u>	<u>76</u>	<u>74</u>
<u>100</u>	<u>92</u>	<u>80</u>	<u>94</u>	<u>86</u>	<u>86</u>	<u>76</u>	<u>74</u>
<u>101</u>	<u>93</u>	<u>81</u>	<u>95</u>	<u>87</u>	<u>87</u>	<u>77</u>	<u>75</u>

<u>102</u>	<u>79</u>	<u>95</u>	<u>87</u>	<u>87</u>	<u>77</u>	<u>75</u>
<u>103</u>	<u>80</u>	<u>96</u>	<u>88</u>	<u>88</u>	<u>78</u>	<u>76</u>
<u>104</u>	<u>80</u>	<u>96</u>	<u>88</u>	<u>88</u>	<u>78</u>	<u>76</u>
<u>105</u>	<u>81</u>	<u>97</u>	<u>89</u>	<u>89</u>	<u>79</u>	<u>77</u>
<u>106</u>	<u>82</u>	<u>98</u>	<u>90</u>	<u>90</u>	<u>79</u>	<u>78</u>
<u>107</u>	<u>83</u>	<u>99</u>	<u>91</u>	<u>91</u>	<u>80</u>	<u>79</u>
<u>108</u>	<u>84</u>	<u>100</u>	<u>92</u>	<u>92</u>	<u>80</u>	<u>80</u>
<u>109</u>	<u>85</u>	<u>101</u>	<u>93</u>	<u>93</u>	<u>81</u>	<u>81</u>
<u>110</u>	<u>86</u>	<u>102</u>	<u>93</u>	<u>93</u>	<u>82</u>	<u>82</u>
<u>111</u>	<u>87</u>	<u>103</u>	<u>94</u>	<u>94</u>	<u>83</u>	<u>83</u>
<u>112</u>	<u>88</u>	<u>104</u>	<u>94</u>	<u>94</u>	<u>84</u>	<u>84</u>
<u>113</u>	<u>89</u>	<u>105</u>	<u>95</u>	<u>95</u>	<u>85</u>	<u>85</u>
<u>114</u>		<u>105</u>	<u>95</u>	<u>95</u>	<u>85</u>	<u>86</u>
<u>115</u>		<u>106</u>	<u>96</u>	<u>96</u>	<u>86</u>	<u>87</u>
<u>116</u>		<u>106</u>	<u>96</u>	<u>96</u>	<u>86</u>	<u>88</u>
<u>117</u>		<u>107</u>	<u>97</u>	<u>97</u>	<u>87</u>	<u>89</u>
<u>118</u>		<u>107</u>	<u>98</u>	<u>98</u>	<u>87</u>	
<u>119</u>		<u>108</u>	<u>99</u>	<u>99</u>	<u>88</u>	
<u>120</u>		<u>108</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>88</u>	
<u>121</u>		<u>109</u>	<u>101</u>	<u>101</u>	<u>89</u>	
<u>122</u>		<u>110</u>	<u>101</u>	<u>102</u>	<u>90</u>	
<u>123</u>		<u>111</u>	<u>102</u>	<u>103</u>	<u>91</u>	

<u>102</u>		<u>82</u>	<u>95</u>	<u>87</u>	<u>87</u>	<u>77</u>	<u>75</u>
<u>103</u>		<u>83</u>	<u>96</u>	<u>88</u>	<u>88</u>	<u>78</u>	<u>76</u>
<u>104</u>		<u>84</u>	<u>96</u>	<u>88</u>	<u>88</u>	<u>78</u>	<u>76</u>
<u>105</u>		<u>85</u>	<u>97</u>	<u>89</u>	<u>89</u>	<u>79</u>	<u>77</u>
<u>106</u>		<u>86</u>	<u>98</u>	<u>90</u>	<u>90</u>	<u>79</u>	<u>78</u>
<u>107</u>		<u>87</u>	<u>99</u>	<u>91</u>	<u>91</u>	<u>80</u>	<u>79</u>
<u>108</u>		<u>88</u>	<u>100</u>	<u>92</u>	<u>92</u>	<u>80</u>	<u>80</u>
<u>109</u>		<u>89</u>	<u>101</u>	<u>93</u>	<u>93</u>	<u>81</u>	<u>81</u>
<u>110</u>		<u>90</u>	<u>102</u>	<u>93</u>	<u>93</u>	<u>82</u>	<u>82</u>
<u>111</u>		<u>91</u>	<u>103</u>	<u>94</u>	<u>94</u>	<u>83</u>	<u>83</u>
<u>112</u>		<u>92</u>	<u>104</u>	<u>94</u>	<u>94</u>	<u>84</u>	<u>84</u>
<u>113</u>		<u>93</u>	<u>105</u>	<u>95</u>	<u>95</u>	<u>85</u>	<u>85</u>
<u>114</u>		<u>93</u>	<u>105</u>	<u>95</u>	<u>95</u>	<u>85</u>	<u>86</u>
<u>115</u>		<u>94</u>	<u>106</u>	<u>96</u>	<u>96</u>	<u>86</u>	<u>87</u>
<u>116</u>		<u>94</u>	<u>106</u>	<u>96</u>	<u>96</u>	<u>86</u>	<u>88</u>
<u>117</u>		<u>95</u>	<u>107</u>	<u>97</u>	<u>97</u>	<u>87</u>	<u>89</u>
<u>118</u>		<u>95</u>	<u>107</u>	<u>98</u>	<u>98</u>	<u>87</u>	
<u>119</u>		<u>96</u>	<u>108</u>	<u>99</u>	<u>99</u>	<u>88</u>	
<u>120</u>		<u>96</u>	<u>108</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>88</u>	
<u>121</u>		<u>97</u>	<u>109</u>	<u>101</u>	<u>101</u>	<u>89</u>	
<u>122</u>		<u>97</u>	<u>110</u>	<u>101</u>	<u>102</u>	<u>90</u>	
<u>123</u>		<u>97</u>	<u>111</u>	<u>102</u>	<u>103</u>	<u>91</u>	

<u>124</u>		<u>112</u>	<u>102</u>	<u>104</u>	<u>92</u>	
<u>125</u>		<u>113</u>	<u>103</u>	<u>105</u>	<u>93</u>	
<u>126</u>		<u>113</u>	<u>103</u>	<u>105</u>	<u>94</u>	
<u>127</u>		<u>114</u>	<u>104</u>	<u>106</u>	<u>95</u>	
<u>128</u>		<u>114</u>	<u>104</u>	<u>106</u>	<u>96</u>	
<u>129</u>		<u>115</u>	<u>105</u>	<u>107</u>	<u>97</u>	
<u>130</u>		<u>115</u>	<u>106</u>	<u>107</u>	<u>98</u>	
<u>131</u>		<u>116</u>	<u>107</u>	<u>108</u>	<u>99</u>	
<u>132</u>		<u>116</u>	<u>108</u>	<u>108</u>	<u>100</u>	
<u>133</u>		<u>117</u>	<u>109</u>	<u>109</u>	<u>101</u>	
<u>134</u>		<u>118</u>	<u>110</u>	<u>110</u>	<u>102</u>	
<u>135</u>		<u>119</u>	<u>111</u>	<u>111</u>	<u>103</u>	
<u>136</u>		<u>120</u>	<u>112</u>	<u>112</u>	<u>104</u>	
<u>137</u>		<u>121</u>	<u>113</u>	<u>113</u>	<u>105</u>	
<u>138</u>		<u>122</u>	<u>114</u>	<u>114</u>	<u>106</u>	
<u>139</u>		<u>123</u>	<u>115</u>	<u>115</u>	<u>107</u>	
<u>140</u>		<u>124</u>	<u>116</u>	<u>116</u>	<u>108</u>	
<u>141</u>		<u>125</u>	<u>117</u>	<u>117</u>	<u>109</u>	
<u>142</u>		<u>126</u>	<u>118</u>	<u>118</u>		
<u>143</u>		<u>127</u>	<u>119</u>	<u>119</u>		
<u>144</u>		<u>128</u>	<u>120</u>	<u>120</u>		
<u>145</u>		<u>129</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		

<u>124</u>		<u>97</u>	<u>112</u>	<u>102</u>	<u>104</u>	<u>92</u>	
<u>125</u>		<u>98</u>	<u>113</u>	<u>103</u>	<u>105</u>	<u>93</u>	
<u>126</u>		<u>98</u>	<u>113</u>	<u>103</u>	<u>105</u>	<u>94</u>	
<u>127</u>		<u>98</u>	<u>114</u>	<u>104</u>	<u>106</u>	<u>95</u>	
<u>128</u>		<u>98</u>	<u>114</u>	<u>104</u>	<u>106</u>	<u>96</u>	
<u>129</u>		<u>99</u>	<u>115</u>	<u>105</u>	<u>107</u>	<u>97</u>	
<u>130</u>		<u>99</u>	<u>115</u>	<u>106</u>	<u>107</u>	<u>98</u>	
<u>131</u>		<u>99</u>	<u>116</u>	<u>107</u>	<u>108</u>	<u>99</u>	
<u>132</u>		<u>99</u>	<u>116</u>	<u>108</u>	<u>108</u>	<u>100</u>	
<u>133</u>		<u>100</u>	<u>117</u>	<u>109</u>	<u>109</u>	<u>101</u>	
<u>134</u>			<u>118</u>	<u>110</u>	<u>110</u>	<u>102</u>	
<u>135</u>			<u>119</u>	<u>111</u>	<u>111</u>	<u>103</u>	
<u>136</u>			<u>120</u>	<u>112</u>	<u>112</u>	<u>104</u>	
<u>137</u>			<u>121</u>	<u>113</u>	<u>113</u>	<u>105</u>	
<u>138</u>			<u>122</u>	<u>114</u>	<u>114</u>	<u>106</u>	
<u>139</u>			<u>123</u>	<u>115</u>	<u>115</u>	<u>107</u>	
<u>140</u>			<u>124</u>	<u>116</u>	<u>116</u>	<u>108</u>	
<u>141</u>			<u>125</u>	<u>117</u>	<u>117</u>	<u>109</u>	
<u>142</u>			<u>126</u>	<u>118</u>	<u>118</u>		
<u>143</u>			<u>127</u>	<u>119</u>	<u>119</u>		
<u>144</u>			<u>128</u>	<u>120</u>	<u>120</u>		
<u>145</u>			<u>129</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		

146		129	121	122		
147		130	122	123		
148		130	122	124		
149		131	123	125		
150			123	126		
151			124	127		
152			124	128		
153			125	129		
154				130		
155				131		
156				132		
157				133		

ニからトまで (現行のとおり)

別表第 8 昇格時職務区分別号給表 (20 条関係)

イ 行政職給料表 (一) 5 級昇格時職務区分別号給表

職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
	機関又は組織の名称	職	
本庁		局に所属する総務部長 総務局人事部長 総務局行政部長 財務局主計部長 財務局建築保全部長 都市整備局都市づくり政策	

146		129	121	122		
147		130	122	123		
148		130	122	124		
149		131	123	125		
150			123	126		
151			124	127		
152			124	128		
153			125	129		
154				130		
155				131		
156				132		
157				133		

ニからトまで (略)

別表第 8 昇格時職務区分別号給表 (20 条関係)

イ 行政職給料表 (一) 5 級昇格時職務区分別号給表

職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
	機関又は組織の名称	職	
本庁		局に所属する総務部長 総務局人事部長 総務局行政部長 財務局主計部長 財務局建築保全部長 都市整備局都市づくり政策	

<p>東京都民 安全推進本 部</p>	<p>総合推進部長</p>	<p>東京都戦略 政策情報推 進本部</p>	<p>戦略事業部長</p>	<p>東京都住宅 政策本部</p>	<p>住宅企画部長 都営住宅経営部長</p>	<p>東京都病院 本部 （都立病院 を除く。） 都議 会 を ら 東 京 会 議 ま で</p>	<p>（現行のとおり）</p>
-----------------------------	---------------	--------------------------------	---------------	-----------------------	----------------------------	--	-----------------

（現行の
とおり）

<p>東京都青年 ・治安対 策本部</p>	<p>総合対策部長</p>	<p>東京都病院 本部 （都立病院 を除く。） 都議 会 を ら 東 京 会 議 ま で</p>	<p>（略）</p>
-------------------------------	---------------	--	------------

（略）

三	員基支京会 務償都東議 公補京ら会 災害東ら会 部都議 局ま	(現行のとおり)	(現行の と お り)
	本庁	(現行のとおり)	
	民都建本 東全推進 安部		
	略 推 報 情 策 京 東		
	宅 推 策 都 東		
	院部 本都 部京 院管 部立 部都 を除く。 を	(現行のとおり)	
中央 卸売市場			
員職組 事都 事京 務共 局済 局東			
教育 都京 育東			
部都 本京 局東 視 警 か 議 ら 会 議 ま	(現行のとおり)		

三	員基支京会 務償都東議 公補京ら会 災害東ら会 部都議 局ま	(略)	(略)
	本庁	(略)	
	少 安 活 生 都 京 東		
	院部 本都 部京 院管 部立 部都 を除く。 を	(略)	
	中央 卸売市場		
	員職組 事都 事京 務共 局済 局東		
教育 都京 育東			
部都 本京 局東 視 警 か 議 ら 会 議 ま	(略)		

四	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
---	----------	----------	----------

ロ 公安職給料表 8 級昇格時職務区分別号給表
(現行のとおり)

四	(略)	(略)	(略)
---	-----	-----	-----

ロ 公安職給料表 9 級昇格時職務区分別号給表
(略)

改 正 案	現 行
<p>第1条関係から第8条関係まで（現行のとおり）</p> <p>第10条関係（新たに職員となった者の号給）</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 この条の第1項の「同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格したものとした場合」とは、その者に適用される初任給基準表に掲げる号給を採用の日の前日に受けたものとして、この条の第1項第1号及び第2号の規定を適用し、級別資格基準表に定める必要な経験年数の数を加えて得た数を号数（行政職給料表（一）5級又は公安職給料表8級に昇格させた場合においては、この条の第1項第3号の規定を適用し得られる号数）とする場合をいう。</p> <p>例えば、行政職給料表（一）の職務の級2級の職に採用される者が大学卒業後7年の経験年数（第6条の規定により換算された後の年数）を有する場合、初任給基準表に掲げる1級29号給を基礎とし、級別資格基準表に定める職務の級2級に必要な最低限度の経験年数、5年を第13条第1項の規定により換算して得た号数（20号給）を加えた号数とする号給、1級49号給を採用の日の前日に受けたものとして、昇格した場合に得られる号給2級12号給を、この条の第1項の規定による号給とする。</p> <p>なお、この例においては、必要な最低限度の経験年数を超える年数2年（7年－5年）を有するため、第13条第1項第2号の規定により、2級20号給に決定することができる。</p> <p>3及び4 （現行のとおり）</p>	<p>第1条関係から第8条関係まで（略）</p> <p>第10条関係（新たに職員となった者の号給）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条の第1項の「同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格したものとした場合」とは、その者に適用される初任給基準表に掲げる号給を採用の日の前日に受けたものとして、この条の第1項第1号及び第2号の規定を適用し、級別資格基準表に定める必要な経験年数の数を加えて得た数を号数（行政職給料表（一）5級又は公安職給料表9級に昇格させた場合においては、この条の第1項第3号の規定を適用し得られる号数）とする場合をいう。</p> <p>例えば、行政職給料表（一）の職務の級2級の職に採用される者が大学卒業後7年の経験年数（第6条の規定により換算された後の年数）を有する場合、初任給基準表に掲げる1級29号給を基礎とし、級別資格基準表に定める職務の級2級に必要な最低限度の経験年数、5年を第13条第1項の規定により換算して得た号数（20号給）を加えた号数とする号給、1級49号給を採用の日の前日に受けたものとして、昇格した場合に得られる号給2級12号給を、この条の第1項の規定による号給とする。</p> <p>なお、この例においては、必要な最低限度の経験年数を超える年数2年（7年－5年）を有するため、第13条第1項第2号の規定により、2級20号給に決定することができる。</p> <p>3及び4 （略）</p>

第11条関係から第20条関係まで（現行のとおり）

第21条関係（降格の場合の号給）

（現行のとおり）

(1) 行政職給料表（一）5級から1級下位の職務の級に降格させる場合

ア 行政職給料表（一）5級及び平成25年4月1日から平成27年3月31日までの行政職給料表（一）6級における在職期間は、1級下位の職務の級に在職していたものとし、当該在職期間の勤務成績は標準であつたものとみなす。ただし、欠勤等の特別の事情がある場合には、その事情を考慮して昇給の規定を適用することとする。

イ 降格となる職員が平成25年3月31日において行政職給料表（一）の職務の級7級の適用を受けていた場合は、同日に当該職務の級から1級下位の職務の級に降格したものとし、同日における降格の規定を適用して得られる級号給を職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年東京都条例第125号）附則第3条及び第4条の規定による職務の級及び号給に切り替え、当該切り替えた号給の号給数に(1)アを適用して得られる号給数を加えるものとする。

なお、降格となる職員が平成25年3月31日以前に採用された者であつて同年4月1日以後に人事交流等により引き続いて職員となつた場合も同様とする。

第11条関係から第20条関係まで（略）

第21条関係（降格の場合の号給）

（略）

(1) 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの行政職給料表（一）6級、平成27年4月1日以後の行政職給料表（一）5級及び平成28年4月1日以後の公安職給料表9級における在職期間は1級下位の職務の級に在職していたものとし、当該在職期間の勤務成績は標準であつたものとみなす。ただし、欠勤等の特別の事情があつた場合には、その事情を考慮して昇給の規定を適用した場合に受けることとなる号給とする。

(2) 公安職給料表 8 級から 1 級下位の職務の級に降格させる場合
ア 公安職給料表 8 級及び平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3
月 31 日までの公安職給料表 9 級における在職期間は、1 級
下位の職務の級に在職していたものとし、当該在職期間の勤
務成績は標準であつたものとみなす。ただし、欠勤等の特別
の事情がある場合には、その事情を考慮して昇給の規定を適
用することとする。

イ 降格となる職員が平成 28 年 3 月 31 日において公安職給料
表 9 級の適用を受けていた場合は、同日に当該職務の級から
1 級下位の職務の級に降格したものとし、同日における降格
の規定を適用して得られる号給の号給数に(2)アを適用して
得られる号給数を加えるものとする。

なお、降格となる職員が平成 28 年 3 月 31 日以前に採用さ
れた者であつて同年 4 月 1 日以後に人事交流等により引き
続いて職員となつた場合も同様とする。

(削除)

(2) 行政職給料表(一)の職務の級 4 級(以下この号において「行
政職給料表(一) 4 級」という。)に降格させた場合であつて、
当該職員が平成 25 年 3 月 31 日に職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例(平成 24 年東京都条例第 125 号。以下この
号において「改正条例」という。)第 2 条の規定による改正前
の職員の給与に関する条例(昭和 26 年東京都条例第 75 号。以
下この号において「改正前条例」という。)別表第 1 イに掲げ
る行政職給料表(一)の職務の級 7 級(以下この号において「行
政職給料表(一) 7 級」という。)の適用を受けていた場合(平
成 25 年 3 月 31 日以前に採用された職員で同年 4 月 1 日以後に
人事交流等により引き続いて職員となつた場合を含む。)は、
以下のとおりとする。

平成 25 年 3 月 31 日に行政職給料表(一) 7 級から改正前条
例別表第 1 イに掲げる行政職給料表(一)の職務の級 6 級に降
格したものとした場合に、同日における初任給、昇格及び昇給
等に関する規則の一部を改正する規則(平成 25 年東京都人事
委員会規則第 5 号)による改正前の初任給、昇格及び昇給等に
関する規則第 21 条の規定により得られる号給を改正条例附則
第 3 条及び第 4 条の規定により切り替え、当該切り替えた号給
の号給数に前号の規定により得られる号給数を加えて得られ
る号給を行政職給料表(一) 4 級の号給とする。

(3) 公安職給料表の職務の級 8 級(以下この号において「公安
職給料表 8 級」という。)に降格させた場合であつて、当該職
員が平成 28 年 3 月 31 日に公安職給料表 9 級の適用を受けてい
た場合(平成 28 年 3 月 31 日以前に採用された職員で同年 4 月

第21条の2関係から経験年数換算表関係まで（現行のとおり）

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）

1から4まで（現行のとおり）

5 イの表の職務区分三の部本庁の項及び同部東京都都民安全推進本部の項から東京都教育庁の項まで並びに同部東京都人事委員会事務局の項から東京都議会議会局の項までに規定する「別に定めるもの」とは、担当部長のうち、同表の職務区分四の項に定めるものを除き、次の各号に定めるものをいう。

(1)から(5)まで（現行のとおり）

6から11まで（現行のとおり）

別表第1 初任給の加算限度号給表（第10条関係）

給料表	職務の級	限度号給	職務の級	限度号給
行政職給料表(一)	<u>1</u>	<u>65</u> 号給		
行政職給料表(二)	<u>1</u>	<u>57</u> 号給		
公安職給料表	<u>2</u>	<u>29</u> 号給	<u>1</u>	<u>45</u> 号給

1日以後に人事交流等により引き続いて職員となった場合を含む。）は、以下のとおりとする。

平成28年3月31日に公安職給料表9級から公安職給料表8級に降格したもとした場合に、同日における初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成28年東京都人事委員会規則第20号）による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規則第21条の規定により得られる号給の号給数に(1)の規定により得られる号給数を加えて得られる号給を公安職給料表8級の号給とする。

第21条の2関係から経験年数換算表関係まで（略）

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）

1から4まで（略）

5 イの表の職務区分三の部本庁の項及び同部東京都青少年・治安対策本部の項から東京都教育庁の項まで並びに同部東京都人事委員会事務局の項から東京都議会議会局の項までに規定する「別に定めるもの」とは、担当部長のうち、同表の職務区分四の項に定めるものを除き、次の各号に定めるものをいう。

(1)から(5)まで（略）

6から11まで（略）

別表第1 初任給の加算限度号給表（第10条関係）

給料表	職務の級	限度号給	職務の級	限度号給	職務の級	限度号給
行政職給料表(一)	<u>1</u>	<u>65</u> 号給				
行政職給料表(二)	<u>1</u>	<u>57</u> 号給				
公安職給料表	<u>3</u>	<u>29</u> 号給	<u>2</u>	<u>41</u> 号給	<u>1</u>	<u>45</u> 号給

医療職給料表(一)	<u>1</u>	53号給		
医療職給料表(二)	<u>1</u>	57号給		
医療職給料表(三)	<u>1</u>	65号給		

備考 (現行のとおり)

別表第2から別表第3まで (現行のとおり)

医療職給料表(一)	<u>1</u>	53号給				
医療職給料表(二)	<u>1</u>	57号給				
医療職給料表(三)	<u>1</u>	65号給				

備考 (略)

別表第2から別表第3まで (略)

改正案	現行
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり） （島しょにおける退職者の旅費）</p> <p>第三条の二（現行のとおり）</p> <p>2 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める事由は、定年に達したことによる退職（定年に達した者が、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第四条の規定により引き続き勤務した後の退職を含み、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定（以下この項において「再任用の採用に関する規定」という。）により引き続き採用される場合の退職を除く。）、臨時的任用職員（地方公務員法第二十二條の三第一項）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第六条第一項第二号及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の任期が満了したことによる退職及び再任用職員（再任用の採用に関する規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期が満了したことによる退職（再任用の採用に関する規定により引き続き採用される場合の退職を除く。）とする。</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第三条まで（略） （島しょにおける退職者の旅費）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める事由は、定年に達したことによる退職（定年に達した者が、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第四条の規定により引き続き勤務した後の退職を含み、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定（以下この項において「再任用の採用に関する規定」という。）により引き続き採用される場合の退職を除く。）、臨時的任用職員（地方公務員法第二十二條第二項）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第六条第一項第二号及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の任期が満了したことによる退職及び再任用職員（再任用の採用に関する規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期が満了したことによる退職（再任用の採用に関する規定により引き続き採用される場合の退職を除く。）とする。</p> <p>3及び4（略）</p>

第四条から第十条まで (現行のとおり)

別表第1(第2条関係)

ア 行政職給料表(一)の各級に相当する職務の級(再任用職員を除く。)

行政職 給料表(一)	行政職 給料表(二)	公安職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	教育職 給料表
(現行のと おり)	(現行のと おり)	<u>1級</u> <u>2級</u> <u>3級</u>	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)
(現行のと おり)	(現行のと おり)	<u>4級</u> <u>5級</u>	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)
(現行のと おり)		<u>6級</u> <u>7級</u>	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)
(現行のと おり)		<u>8級</u>	(現行のと おり)			(現行のと おり)

イ 再任用職員の行政職給料表(一)の各級に相当する職務の級

行政職 給料表(一)	行政職 給料表(二)	公安職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	教育職 給料表
---------------	---------------	------------	---------------	---------------	---------------	------------

第四条から第十条まで (略)

別表第1(第2条関係)

ア 行政職給料表(一)の各級に相当する職務の級(再任用職員を除く。)

行政職 給料表(一)	行政職 給料表(二)	公安職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	教育職 給料表
(略)	(略)	<u>1級</u> <u>2級</u> <u>3級</u> <u>4級</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	<u>5級</u> <u>6級</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		<u>7級</u> <u>8級</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		<u>9級</u>	(略)			(略)

イ 再任用職員の行政職給料表(一)の各級に相当する職務の級

行政職 給料表(一)	行政職 給料表(二)	公安職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	教育職 給料表
---------------	---------------	------------	---------------	---------------	---------------	------------

(現行のとおり)	(現行のとおり)	1級 2級 3級		(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	4級 5級	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)		6級 7級	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)		8級	(現行のとおり)				(現行のとおり)

ウ (現行のとおり)
備考 (現行のとおり)

別表第二から別表第四まで (現行のとおり)

(略)	(略)	1級 2級 3級 4級		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	5級 6級	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		7級 8級	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		9級	(略)				(略)

ウ (略)
備考 (略)

別表第二から別表第四まで (略)

改正案	現行
<p>第一条から第六条の二まで（現行のとおり） （超過勤務） 第七条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 任命権者は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。</p> <p>一 第三号に規定する職場以外の職場に勤務する職員（次号に掲げる職員を除く。） 次のイ及びロに定める時間</p> <p>イ 一月について四十五時間</p> <p>ロ 一年について三百六十時間</p> <p>二 一年において勤務する職場が次号に規定する職場から前号に規定する職場となった職員 次のイからハまでに定める時間及び月数</p> <p>イ 一年について七百二十時間</p> <p>ロ 次号に規定する職場から前号に規定する職場となった日から当該日が属する月の末日までの期間（以下「特定期間」という。）が属する月において次号イ、ハ及びニに定める時間及び月数</p> <p>ハ 特定期間の末日の翌日から一年の末日までの期間において次の(1)及び(2)に定める時間</p> <p>(1) 一月について四十五時間</p> <p>(2) 三十時間に当該期間の月数を乗じて得た時間</p>	<p>第一条から第六条の二まで（略） （超過勤務） 第七条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p>

- 三 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に關する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い職場として任命権者が定める職場に勤務する職員 次のイからニまでに定める時間及び月数
- イ 一月について百時間未満
 - ロ 一年について七百二十時間
 - ハ 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一月当たりの平均時間について八十時間
 - ニ 一年のうち一月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六月
- 四 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処、重要な政策に關する条例の立案その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものとして任命権者が認めるものをいう。以下同じ。）に従事する職員又は任命権者が定める期間及び場合において特例業務に従事していた職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。
- 五 任命権者は、前項の規定により、第三項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検

（新設）

（新設）

証を行わなければならない。

第七条の二から第二十九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

別記第一号様式から別記第六号様式まで (現行のとおり)

第七条の二から第二十九条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

別記第一号様式から別記第六号様式まで (略)

改正案	現行
<p>第一条から第六条の二まで（現行のとおり） （超過勤務）</p> <p>第七条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 教育委員会は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。</p> <p>一 第三号に規定する職場以外の職場に勤務する職員（次号に掲げる職員を除く。） 次のイ及びロに定める時間</p> <p>イ 一月について四十五時間</p> <p>ロ 一年について三百六十時間</p> <p>二 一年において勤務する職場が次号に規定する職場から前号に規定する職場となった職員 次のイからハまでに定める時間及び月数</p> <p>イ 一年について七百二十時間</p> <p>ロ 次号に規定する職場から前号に規定する職場となった日から当該日が属する月の末日までの期間（以下「特定期間」という。）が属する月において次号イ、ハ及びニに定める時間及び月数</p> <p>ハ 特定期間の末日の翌日から一年の末日までの期間において次の(1)及び(2)に定める時間</p> <p>(1) 一月について四十五時間</p>	<p>第一条から第六条の二まで（略） （超過勤務）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p>

(2) 三十時間に当該期間の月数を乗じて得た時間

三 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い職場として教育委員会が定める職場に勤務する職員 次のイからニまでに定める時間及び月数

イ 一月について百時間未満

ロ 一年について七百二十時間

ハ 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一月当たりの平均時間について八十時間
ニ 一年のうち一月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六月

4 教育委員会が、特例業務（大規模災害への対処、児童又は生徒の指導に関する緊急の措置その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものとして教育委員会が認めるものをいう。以下同じ。）に従事する職員又は教育委員会が定める期間及び場合において特例業務に従事していた職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。

5 教育委員会は、前項の規定により、第三項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間

（新設）

（新設）

又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第七条の二から第三十条まで (現行のとおり)

(区市町村の職員に関する読替え)

第三十一条 区市町村の職員については、第四条第五項から第七項まで、第六条第四項、第七条第一項から第五項まで、第七条の二第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の二の二第二項、第三項及び第六項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第三項及び第六項、第七条の三第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第四項及び第七項、第七条の四第二項、第八条第一項及び第二項、第十一条第三項、第十七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二條第二項及び第六項、第二十四條第二項、第二十五條第二項、第二号、第二十八條第五項、第六項及び第八項、第二十八條の二第四項、第五項及び第七項並びに第三十條第二項中「教育委員会」とあるのは「区市町村教育委員会」と、第十三條第四項第六号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十六号)第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十六号)第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十六号)第二条」と読み替えて適用する。

第三十二条 (現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

別記第一号様式から別記第六号様式まで (現行のとおり)

第七条の二から第三十条まで (略)

(区市町村の職員に関する読替え)

第三十一条 区市町村の職員については、第四条第五項から第七項まで、第六条第四項、第七条第一項及び第二項、第七条の二第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の二の二第二項、第三項及び第六項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第三項及び第六項、第七条の三第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第四項及び第七項、第七条の四第二項、第八条第一項及び第二項、第十一条第三項、第十七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二條第二項及び第六項、第二十四條第二項、第二十五條第二項、第二号、第二十八條第五項、第六項及び第八項、第二十八條の二第四項、第五項及び第七項並びに第三十條第二項中「教育委員会」とあるのは「区市町村教育委員会」と、第十三條第四項第六号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十六号)第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十六号)第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十六号)第二条」と読み替えて適用する。

第三十二条 (略)

別表第一から別表第四まで (略)

別記第一号様式から別記第六号様式まで (略)

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （超過勤務）</p> <p>第八条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第二条、第三条第二項及び前条に規定する勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。この場合において、当該勤務の実施については、規則第七条第一項及び第三項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>第九条から第三十二条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第五まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （超過勤務）</p> <p>第八条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第二条、第三条第二項及び前条に規定する勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。この場合において、当該勤務の実施については、規則第七条第一項の規定を準用する。</p> <p>第九条から第三十二条まで（略） 別表第一から別表第五まで（略）</p>

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （超過勤務）</p> <p>第八条 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第二条、第三条第二項及び前条に規定する勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができ る。この場合において、当該勤務の実施については、規則第七条 第一項及び第三項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>第九条から第三十二条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第五まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （超過勤務）</p> <p>第八条 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第二条、第三条第二項及び前条に規定する勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができ る。この場合において、当該勤務の実施については、規則第七条 第一項の規定を準用する。</p> <p>第九条から第三十二条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第五まで（略）</p>

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （超過勤務）</p> <p>第八条 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第二条、第三条第二項及び前条に規定する勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができ る。この場合において、当該勤務の実施については、規則第七条 第一項及び第三項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>第九条から第三十二条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第五まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （超過勤務）</p> <p>第八条 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第二条、第三条第二項及び前条に規定する勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができ る。この場合において、当該勤務の実施については、規則第七条 第一項の規定を準用する。</p> <p>第九条から第三十二条まで（略） 別表第一から別表第五まで（略）</p>

改正案

現行

<p>第一条から第六条まで（現行のとおり） （超過勤務）</p> <p>第七条 議長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第二条及び第三条第二項に規定する勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。この場合において、当該勤務の実施については、規則第七条第一項及び第三項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>第八条から第三十一条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第五まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第六条まで（略） （超過勤務）</p> <p>第七条 議長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第二条及び第三条第二項に規定する勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。この場合において、当該勤務の実施については、規則第七条第一項の規定を準用する。</p> <p>第八条から第三十一条まで（略） 別表第一から別表第五まで（略）</p>
---	--

警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条から第5条まで (現行のとおり)</p> <p>(超過勤務)</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p><u>2 前項の勤務については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成7年東京都規則第55号。以下「規則」という。)第7条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「任命権者」とあるのは「所属長」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第7条から第21条まで (現行のとおり)</p> <p>(夏季特別休暇)</p> <p>第22条 一般職非常勤職員の夏季特別休暇は、<u>規則第26条第1項に規定する夏季の期間において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とし、1日を単位として、1月当たりの勤務日数に応じて、別表第4に掲げる日数以内で承認する。</u></p> <p>第23条から第29条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第1から別表第4まで (現行のとおり)</p>	<p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(超過勤務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条から第21条まで (略)</p> <p>(夏季特別休暇)</p> <p>第22条 一般職非常勤職員の夏季特別休暇は、<u>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成7年東京都規則第55号。以下「規則」という。)</u>第26条第1項に規定する夏季の期間において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とし、1日を単位として、1月当たりの勤務日数に応じて、別表第4に掲げる日数以内で承認する。</p> <p>第23条から第29条まで (略)</p> <p>別表第1から別表第4まで (略)</p>

別添え

東京消防庁訓令第 号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月 日

東京消防庁
消 防 総 監 村 上 研 一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(超過勤務) 第7条 [略] 2 前項の規定により勤務を命ずる場合については、 <u>規則第7条第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する。</u> この場合において、同項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。	(超過勤務) 第7条 [同左] 2 前項の規定により勤務を命ずる場合については、 <u>規則第7条第1項の規定を準用する。</u> この場合において、同項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第十九条まで（現行のとおり） （超過勤務）</p> <p>第十九条の二 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、日勤講師に対し、一日につき七時間四十五分の勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。この場合において、当該勤務の実施については、勤務時間規則第七条第一項及び第三項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>第十九条の三から第二十九条の二まで（現行のとおり） （派遣）</p> <p>第三十条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 第十九条において準用する勤務時間条例第七条各項、第十九条の二において準用する勤務時間規則第七条第一項及び第三項から第五項まで、第十九条の三において準用する勤務時間条例第十一条の二第一項及び第二項並びに勤務時間条例第九項、第九項の五において準用する勤務時間条例第十一条の三第一項及び第二項並びに勤務時間規則第七条の三第三項、</p>	<p>第一条から第十九条まで（略） （超過勤務）</p> <p>第十九条の二 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、日勤講師に対し、一日につき七時間四十五分の勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。この場合において、当該勤務の実施については、勤務時間規則第七条第一項の規定を準用する。</p> <p>第十九条の三から第二十九条の二まで（略） （派遣）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 第十九条において準用する勤務時間条例第七条各項、第十九条の二において準用する勤務時間規則第七条第一項、第十九条の三において準用する勤務時間条例第十一条の二第一項及び第二項並びに勤務時間規則第七条の二第三項、第四項、第七項及び第九項、第十九条の四において準用する勤務時間条例第十条の二の二第一項並びに勤務時間規則第七条の二の二第二項、第三項、第六項、第七項及び第九項、第十九条の五において準用する勤務時間条例第十一条の三第一項及び第二項並びに勤務時間規則第七条の三第三項、第四項及び第七項から第九</p>

第四項及び第七項から第九項まで、第二十一条において準用する勤務時間規則第十七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二條第二項及び第六項、第二十四條第二項並びに第二十五條第二項第二号、第二十二條第二項において準用する勤務時間規則第二十八條第五項、第六項及び第八項、第二十二條の二第二項において準用する勤務時間規則第二十八條の二第四項、第五項及び第七項並びに第二十五條において準用する勤務時間規則第三十條第二項及び第三項

4及び5 (現行のとおり)

第三十一条 (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

別記第一号様式及び別記第二号様式 (現行のとおり)

項まで、第二十一条において準用する勤務時間規則第十七条第二項及び第三項、第十八條第二項、第二十二條第二項及び第六項、第二十四條第二項並びに第二十五條第二項第二号、第二十二條第二項において準用する勤務時間規則第二十八條第五項、第六項及び第八項、第二十二條の二第二項において準用する勤務時間規則第二十八條の二第四項、第五項及び第七項並びに第二十五條において準用する勤務時間規則第三十條第二項及び第三項

4及び5 (略)

第三十一条 (略)

別表第一から別表第三まで (略)

別記第一号様式及び別記第二号様式 (略)

一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （定義）</p> <p>第二条（現行のとおり） （現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 局長 東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第六十四号）第九条第一項に規定する局長並びに都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。</p> <p>第三条から第六条まで（現行のとおり）</p> <p>別表（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条（略） （略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 局長 東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第六十四号）第九条第一項に規定する局長並びに青少年・治安対策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。</p> <p>第三条から第六条まで（略）</p> <p>別表（略）</p>

					本庁行政機関及び地方行政機関
	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部、病院経営本部及び中央卸売市場の総務課長	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
担当部長(都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部(住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。)、病院経営本部(経営企画部及びサービス推進部に限る。))及び中央卸売市場(管理部及び事業部に限る。))の担当部長を除き、職層名専門参事の職に限る。)	部長監察医 参事研究員	保健所の所長 心身障害者福祉センターの次長 北療育医療センター及び府中療育センターの部長 総合精神保健福祉センターの副所長 多摩療育園長(職層名専門参事の職に限る。)	健康安全研究センターの部長(企画調整部長及び広域監視部長を除く。))及び精度管理室長 都立病院の部長(看護部長を除く。)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

					本庁行政機関及び地方行政機関
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
青少年・治安対策本部、病院経営本部及び中央卸売市場の総務課長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
担当部長(青少年・治安対策本部、病院経営本部(経営企画部及びサービス推進部に限る。))及び中央卸売市場(管理部及び事業部に限る。))の担当部長を除き、職層名専門参事の職に限る。)	部長監察医 参事研究員	保健所の所長 心身障害者福祉センターの次長 北療育医療センター及び府中療育センターの部長 総合精神保健福祉センターの副所長 多摩療育園長(職層名専門参事の職に限る。)	健康安全研究センターの部長(企画調整部長及び広域監視部長を除く。))及び精度管理室長 都立病院の部長(看護部長を除く。)	(略)	(略)

<p>都民安全推進本部の課長（総務課長を除く。） 戦略政策情報推進本部の課長（総務課長を除く。） 住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 病院経営本部（経営企画部及びサージス推進部に限る。）の担当課長</p>	<p>（現行のとおり）</p>
---	-----------------

<p>青少年・治安対策本部の課長（総務課長を除く。） 病院経営本部（経営企画部及びサージス推進部に限る。）の課長（総務課長を除く。）及び担当課長（職層名専門副参事の職に限る。） 中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）の課長（総務課長を除く。） 医長、監察医長、地域援助医長及び医療審査医長 保健所の保健対策課長、歯科保健担当課長及び出張所副所長 児童相談センターの治療指導課長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の園長 多摩療育園の園長（職層名専門副参事の職に限る。）及び科長 総合精神保健福祉センターの科長及び課長 精神保健福祉センターの所長 健康安全研究センターの科長、健康危機管理情報課長、疫学情報担当課長及び精度管理室副室長</p>	<p>（略）</p>
---	------------

<p>(職層名専門副参事の職を除く。) 中央卸売市場(管理部及び事業部に限る。)の担当課長 健康安全研究センターの副参事研究員</p>	<p>課長(都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部(住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。)、病院経営本部(経営企画部及びサービス推進部に限る。))及び中央卸売市場(管理部及び事業部に限る。))の課長、保健所の保健対策課長、児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長及び健康安全研究センターの健康危機管理情報課長を除く。) 担当課長(都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部(住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。))、病院経営本部及び中央卸売市場(管理部及び事業部に限る。))の担当課長(病院経営本部については、経営企画部若しくはサービス推進部に所属する者又は職層名専門副参事の職に限る。)、保健所の歯科保健担当課長及び健康安全研究センターの疫学情報担当課長を除く。) 副参事研究員(健康安全研究センターの副参事研究員を除く。) 技師長及び看護担当科長 分課である事業所の長(職層名副参事の職に限る。) 当該事業所の長が課長相当職とされている事業所の長(職層名副参事の職に限る。)</p>
	<p>(現行のとおり)</p>
<p>健康安全研究センターの副参事研究員</p>	<p>課長(青少年・治安対策本部、病院経営本部(経営企画部及びサービス推進部に限る。))及び中央卸売市場(管理部及び事業部に限る。))の課長、保健所の保健対策課長、児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長及び健康安全研究センターの健康危機管理情報課長を除く。) 担当課長(青少年・治安対策本部、病院経営本部及び中央卸売市場(管理部及び事業部に限る。))の担当課長(病院経営本部については、経営企画部若しくはサービス推進部に所属する者又は職層名専門副参事の職に限る。)、保健所の歯科保健担当課長及び健康安全研究センターの疫学情報担当課長を除く。) 副参事研究員(健康安全研究センターの副参事研究員を除く。) 技師長及び看護担当科長 分課である事業所の長(職層名副参事の職に限る。) 当該事業所の長が課長相当職とされている事業所の長(職層名副参事の職に限る。) 副所長(総合精神保健福祉センターの副所長及び職層名参事の職を除く。)</p>
	<p>(略)</p>

別表第二及び別表第三 (現行のとおり)	東京都収用委員会事務局から地方公務員災害補償基金東京都支部まで	(現行のとおり)	職に限る。 副所長(総合精神保健福祉センターの副所長及び職層名参事の職を除く。) 副園長(職層名参事の職を除く。) 副場長(職層名参事の職を除く。) 監察医務院、北療育医療センター及び府中療育センターの科長 監察医務院、多摩療育園及び総合精神保健福祉センターの事務長 看護専門学校の副校長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の次長 北療育医療センター及び府中療育センターの事務次長 神経病院の事務局次長 都立病院の科長 皮革技術センターの所長(職層名専門参事の職を除く。) 島しょ農林水産総合センターの室長及び事業所長(三宅事業所長を除く。) 中央・城北職業能力開発センターの再就職促進訓練室長
	(現行のとおり)	(現行のとおり)	

別表第二及び別表第三 (略)	東京都収用委員会事務局から地方公務員災害補償基金東京都支部まで	(略)	副園長(職層名参事の職を除く。) 副場長(職層名参事の職を除く。) 監察医務院、北療育医療センター及び府中療育センターの科長 監察医務院、多摩療育園及び総合精神保健福祉センターの事務長 看護専門学校副校長 北療育医療センター城南分園及び城北分園の次長 北療育医療センター及び府中療育センターの事務次長 神経病院の事務局次長 都立病院の科長 皮革技術センターの所長(職層名専門参事の職を除く。) 島しょ農林水産総合センターの室長及び事業所長(三宅事業所長を除く。) 中央・城北職業能力開発センターの再就職促進訓練室長
	(略)	(略)	

東京消防庁訓令第 号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和32年4月東京消防庁訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月 日

東京消防庁
消 防 総 監 村 上 研 一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
第1条から第4条まで [略]			第1条から第4条まで [同左]		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織の区分	職	特別調整額の区分	組織の区分	職	特別調整額の区分
<u>各部及び対策本部</u>	[略]	[略]	<u>各部</u>	[同左]	[同左]
<u>消防学校から互助組合</u> <u>まで</u>	[略]	[略]	<u>消防学校から互助組合</u> <u>まで</u>	[同左]	[同左]
別表第2から別表第5まで [略]			別表第2から別表第5まで [同左]		
備考 表中の [] の記載は注記である。					

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

改正案	現行
<p>第一条から第四条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2 東日本大震災に係る被災地支援の業務に従事するため、東京都の区域外の地域に異動し勤務する職員（第二条の二の規定の適用を受ける職員を除く。）にあつては、当分の間、第二条及び第二条の三の規定にかかわらず、合計額に、百分の二十を乗じて得た額の地域手当を支給する。</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>別表（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第四条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略）</p> <p>2 東日本大震災に係る被災地支援の業務に従事するため、東京都の区域外の地域に異動し勤務する職員（第二条の二の規定の適用を受ける職員を除く。）にあつては、平成三十一年三月三十一日までに限り、第二条及び第二条の三の規定にかかわらず、合計額に、百分の二十を乗じて得た額の地域手当を支給する。</p> <p>3及び4（略）</p> <p>別表（略）</p>

改正案

現行

<p>第一条から第三条の三まで（現行のとおり） （成績率） 第三条の四（現行のとおり）</p> <p>一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千二十以上</u> <u>一万分の一万二千二百九十九以下</u>の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の〇以上</u> <u>一万分の一万九千五百以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の八千九百以上</u> <u>一万分の一万五千五百以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千以上</u> <u>一万分の一万五千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>六（現行のとおり）</p> <p>七 行（一）五級等職員及び行（一）四級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の五千百十七・五以上</u> <u>一万分の八千五百以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>八 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の四千二百二十七・五以上</u> <u>一万分の六千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p>	<p>第一条から第三条の三まで（略） （成績率） 第三条の四（略）</p> <p>一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千二百四十以上</u> <u>一万分の一万二千五百九十九以下</u>の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二（略）</p> <p>三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の〇以上</u> <u>一万分の二万以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千三百四十五以上</u> <u>一万分の一万六千五百以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千四百五十以上</u> <u>一万分の一万六千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>六（略）</p> <p>七 行（一）五級等職員及び行（一）四級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の五千三百四十以上</u> <u>一万分の八千五百以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>八 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、<u>一万分の四千四百五十以上</u> <u>一万分の六千以下</u>の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p>
--	---

九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四
千二百七十五以上一万分の五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が
人事委員会の承認を得て定める割合
2から6まで (現行のとおり)
第四条から第九条まで (現行のとおり)
別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四
千五百以上一万分の六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会
の承認を得て定める割合
2から6まで (略)
第四条から第九条まで (略)
別表第一及び別表第二 (略)

改正案	現行
<p>第一条から第三条の三まで (現行のとおり) (成績率)</p> <p>第三条の四 (現行のとおり)</p> <p>一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員(以下「教育五級等職員」という。)のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の九千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の八千九百以上一万分の一万五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千以上一万分の一万五千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千百十七・五以上一万分の八千五百以下の範</p>	<p>第一条から第三条の三まで (略) (成績率)</p> <p>第三条の四 (略)</p> <p>一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員(以下「教育五級等職員」という。)のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千三百四十五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千四百五十以上一万分の一万六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の八千五百以下の範</p>

圏内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

五 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千二百二十七・五以上二万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千二百七十五以上一万分の五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (現行のとおり)

第四条から第九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

圏内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

五 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千四百五十以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千五百以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (略)

第四条から第九条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

改正案

現行

第一条から第五条まで（現行のとおり）

第一条から第五条まで（略）

附則

附則

1及び2（現行のとおり）

1及び2（略）

（小笠原業務手当に関する規定の失効する日）

（小笠原業務手当に関する規定の失効する日）

3 条例附則第四項に規定する日は、平成三十四年三月三十一日とする。

3 条例附則第四項に規定する日は、平成三十一年三月三十一日とする。

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

手 当 番 号	種 類	支 給 範 囲	手 当 額	摘 要
1	（現行の とおり）	（現行のとおり）	（現行のとお り）	（現行のとお り）
2	危険現場 等作業手 当	(1)から(4)まで（現行のとお り） (5) 財務局経理部若しくは 建築保全部、都市整備局 総務部企画技術課若しく は市街地建築部、多摩建 築指導事務所、市街地整 備事務所、住宅政策本部 都営住宅経営部技術管理 課、住宅建設事務所、健 康安全研究センター、保 健所、建設事務所、江東 治水事務所、東京港管理 事務所、東京港建設事務 所又は共済組合管理部会 計課若しくは事業部貸付 課に所属する職員が、次 に掲げる建設現場その他	（現行のとお り）	（現行のとお り）

手 当 番 号	種 類	支 給 範 囲	手 当 額	摘 要
1	（略）	（略）	（略）	（略）
2	危険現場 等作業手 当	(1)から(4)まで（略） (5) 財務局経理部若しくは 建築保全部、都市整備局 総務部技術管理課若しく は市街地建築部、多摩建 築指導事務所、市街地整 備事務所、住宅建設事務 所、健康安全研究センタ ー、保健所、建設事務 所、江東治水事務所、東 京港管理事務所、東京港 建設事務所又は共済組合 管理部会計課若しくは事 業部貸付課に所属する職 員が、次に掲げる建設現 場その他の足場の不安定 な箇所、工事監督又は	（略）	（略）

7	6	5	3 及 び 4	
船員勤務 手当	(現行の とおり)	と畜解体 作業等業 務手当	(現行の とおり)	の足場の不安定な箇所 で、 工事監督又は検査の業務に 従事したとき。 ア及びイ (現行のとお り)
小笠原支庁又は島しょ農 林水産総合センターに所属 し、船員法(昭和二十二年 法律第百号)の適用を受け て内水、領海及び排他的経 済水域並びにそれに準ずる ものとして総務局長が定め る海区を航行する船舶に、 常時、乗船勤務する職員	(現行のとお り)	(1)及び(2) (現行のとお り) (3) (現行のとお り) (4)から(8)まで (現行の とお り)	(現行のとお り)	(6) (現行のとお り)
船長等 日額 二千六 百十円 その他の船員 日額 二千二 百三十円	(現行のとお り)	日額 千三百 円 (現行のとお り)	(現行のとお り)	(現行のとお り)
(ア) 領海と は、領海及 び接続水域 に関する法 律(昭和五 十二年法律 第三十号) 第一條第一 項に規定す	(現行のとお り)		(現行のとお り)	

7	6	5	3 及 び 4	
船員勤務 手当	(略)	と畜解体 作業等業 務手当	(略)	検査の業務に従事したと き。 ア及びイ (略)
小笠原支庁又は島しょ農 林水産総合センターに所属 し、船員法(昭和二十二年 法律第百号)の適用を受け て次の海区を航行する船舶 に、常時、乗船勤務する職 員が、当該勤務に従事した とき。 (1) A海区	(略)	(1)及び(2) (略) (3) (略) (4)から(8)まで (略)	(略)	(6) (略) (7) 築地市場に所属する巡 視が、交通整理の業務 (総務局長が定めるもの に限る。)に従事したと き。
	(略)	日額 千二百 円 (略)	(略)	日額 百円 (略)
(イ) 船長等と は、船舶職 員及び小型	(略)		(略)	
(ア) 海区区分 は、航海の 目的地又は 目的海域の 区分によ る。	(略)		(略)	

が、当該勤務に従事したとき。

る海域を、
排他的経済
水域とは、
排他的経済
水域及び大
陸棚に關す
る法律（平
成八年法律
第七十四
号）第一條
第二項に規
定する海域
をいう。

(イ) 船長等と
は、船舶職
員及び小型
船舶操縦者
法施行令
（昭和五十
八年政令第
十三号）別
表第一船舶
職員の欄に
掲げられた
者で、船舶
の航行区域
等に応じて
当該船舶に
乗り組むこ
とが義務付
けられるも

ア 小笠原支庁に所属す
る職員の場合
東経百四十四度、北
緯二十五度、東経百四
十度及び北緯二十九度
の各線により囲まれた
海域

イ 島しょ農林水産総合
センターに所属する職
員の場合
東経百三十一度北緯
二十七度、東経百三十
五度北緯三十度、東経
百四十三度北緯三十二
度、東経百四十六度三
十分北緯四十度、東経
百五十度北緯四十四
度、東経百四十六度北
緯四十八度、東経百四
十度北緯四十八度、東
経百三十五度北緯四十
度、東経百三十度北緯
三十八度、東経百二十
六度北緯三十四度、東
経百二十六度北緯三十
度及び東経百二十八度
北緯二十七度の各点を
順次直線で結んででき
る折線に囲まれた海域

(2) B 海区
A 海区以外の全海域

船長等
日額 二千百
二十円
その他の船員
日額 千七百
四十円

船長等
日額 二千六

船舶操縦者
法施行令
（昭和五十
八年政令第
十三号）別
表第一船舶
職員の欄に
掲げられた
者で、船舶
の航行区域
等に応じて
当該船舶に
乗り組むこ
とが義務付
けられるも
のをいう。

9		8	
特別手当	税務事務	取締・折衝等業務 手当	
専ら従事する職員で、次に	都税の賦課徴収の事務に り (2)及び(3) (現行のとお 業務に従事したとき。	(1) 財務局、都市整備局、 建設局若しくは支庁の用 地取得を主管する課に所 属する職員が、用地取得 若しくは物件移転補償の 折衝業務に従事し、住宅 政策本部に所属する職員 が、改良住宅等の建替 え、老朽住宅撤去若しく は居住者の移転を伴う住 宅改善の折衝業務に従事 し、都市整備局市街地整 備事務所若しくは多摩ニ ュータウン整備事務所に 所属する職員が、区画整 理のための物件移転、換 地若しくは換地に伴う不 均衡是正の折衝業務に従 事し、又は都市整備局市 街地整備事務所に所属す る職員が、市街地再開発 のための権利変換の折衝 業務に従事したとき。	(現行のとお り)
			のをいう。

9		8	
特別手当	税務事務	取締・折衝等業務 手当	
専ら従事する職員で、次に	(2)及び(3) (略)	(1) 財務局、都市整備局、 建設局若しくは支庁の用 地取得を主管する課に所 属する職員が、用地取得 若しくは物件移転補償の 折衝業務に従事し、都市 整備局に所属する職員 が、改良住宅等の建替 え、老朽住宅撤去若しく は居住者の移転を伴う住 宅改善の折衝業務に従事 し、都市整備局市街地整 備事務所若しくは多摩ニ ュータウン整備事務所に 所属する職員が、区画整 理のための物件移転、換 地若しくは換地に伴う不 均衡是正の折衝業務に従 事し、又は都市整備局市 街地整備事務所に所属す る職員が、市街地再開発 のための権利変換の折衝 業務に従事したとき。	(略) 百十円 その他の船員 日額 二千二 百三十円

10			
職業訓練			
職業能力開発センター又 （総務局長が指定する者に 限る。）	<p>掲げるものが、当該業務に従事したとき。</p> <p>(1) 主税局に所属する職員 （職層名副参事以上の職 にある者を除く。）</p> <p>日額 四百四十円（特に困難であると総務局長が定める業務に従事した場合にあつては、六百四十円）</p>	<p>掲げるものが、当該業務に従事したとき。</p> <p>(1) 主税局に所属する職員 （職層名副参事以上の職 にある者を除く。）</p> <p>日額 四百四十円</p>	<p>日額 三百六十円</p>
（現行のお			
10			
職業訓練			
職業能力開発センター又 （総務局長が指定する者に 限る。）	<p>掲げるものが、当該業務に従事したとき。</p> <p>(1) 主税局に所属する職員 （職層名副参事以上の職 にある者を除く。）</p> <p>イ 都税事務所に所属する職員（アに規定する者以外の者で総務局長が指定するものに限る。） 及び都税総合事務センターに所属する職員 （総務局長が指定する者に限る。）</p> <p>ウ ア及びビイに指定する者以外の職員（職務命令により臨時的に納税者に対し都税の賦課徴収の事務を行った者に限る。）</p> <p>ア 都税事務所、課税部課税指導課若しくは査察課、資産税部固定資産評価課又は徴収部個人都民税対策課若しくは機動整理課に所属する職員（総務局長が指定する者に限る。）</p> <p>日額 六百四十円</p>	<p>掲げるものが、当該業務に従事したとき。</p> <p>(1) 主税局に所属する職員 （職層名副参事以上の職 にある者を除く。）</p> <p>イ 都税事務所に所属する職員（アに規定する者以外の者で総務局長が指定するものに限る。） 及び都税総合事務センターに所属する職員 （総務局長が指定する者に限る。）</p> <p>ウ ア及びビイに指定する者以外の職員（職務命令により臨時的に納税者に対し都税の賦課徴収の事務を行った者に限る。）</p> <p>日額 五百四十円</p>	<p>日額 三百六十円</p>
（略）			

ま ら で 11 か 19	
と お り (現 行 の)	指 導 員 手 当
(現 行 の と お り)	は 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校 に 所 属 す る 職 業 訓 練 指 導 員 が 、 訓 練 生 の 訓 練 業 務 に 従 事 し た と き 。
り (現 行 の と お り)	り
り (現 行 の と お り)	

ま ら で 11 か 19	
(略)	指 導 員 手 当
(略)	は 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校 に 所 属 す る 職 業 訓 練 指 導 員 が 、 訓 練 生 の 訓 練 業 務 に 従 事 し た と き (担 当 す る 実 技 の 訓 練 時 間 数 が 、 所 定 の 訓 練 時 間 中 に そ の 者 が 担 当 す る 学 科 及 び 実 技 の 訓 練 時 間 数 の 二 分 の 一 に 満 た な い 場 合 又 は 担 当 す る 学 科 及 び 実 技 の 訓 練 時 間 数 と そ れ ら に 付 随 す る 勤 務 に 従 事 す る 時 間 数 と の 合 計 が 、 所 定 の 訓 練 時 間 中 に お け る そ の 者 の 勤 務 時 間 数 の 二 分 の 一 に 満 た な い 場 合 を 除 く 。)
(略)	
(略)	

改正案

現行

<p>第一条から第四条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1及び2（現行のとおり） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日）</p> <p>3 条例附則第三項に規定する日は、平成三十四年三月三十一日とする。</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p>		<p>第一条から第四条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1及び2（略） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日）</p> <p>3 条例附則第三項に規定する日は、平成三十一年三月三十一日とする。</p> <p>4（略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p>	
<p>5</p> <p>船員勤務手当</p> <p>東京都立大島海洋国際高等学校の実習船に乗船する職員のうち、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける者が、当該実習船の航行等に係る業務に従事したとき。</p>	<p>1から4まで</p> <p>（現行のとおり）</p>	<p>手当番号</p>	<p>種類</p>
		<p>支給範囲</p>	<p>手当額</p>
		<p>ア 水産実習の指導に従事しないとき。</p> <p>船長等</p> <p>日額 二千六百十円</p> <p>その他の職員 日額 二千二百三十円</p>	<p>船長等とは、船舶職員及び小型船舶操縦者</p>
		<p>（イ）海域区分は、航海の目的地又は目的海域の区分による。</p>	<p>（イ）船長等とは、船舶職員及び小型</p>
<p>5</p> <p>船員勤務手当</p> <p>東京都立大島海洋国際高等学校の実習船に乗船する職員のうち、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける者が、当該実習船の航行等に係る業務に従事したとき。</p> <p>(1) 東経百三十一度北緯二十七度、東経百三十五度北緯三十度、東経百四十三度北緯三十二度、東経百四十六度三十分北緯四十度、東経百五十度</p>	<p>1から4まで</p> <p>（略）</p>	<p>手当番号</p>	<p>種類</p>
		<p>支給範囲</p>	<p>手当額</p>
		<p>ア 水産実習の指導に従事しないとき。</p> <p>船長等</p>	<p>（イ）海域区分は、航海の目的地又は目的海域の区分による。</p>
		<p>（イ）船長等とは、船舶職員及び小型</p>	<p>（イ）船長等とは、船舶職員及び小型</p>

17 から 14 まで	13	6 から 12 まで	
(現行のとおり)	教員特 殊業務 手当	(現行のとおり)	
	(1)から(3)まで (現行のとおり)		
	(4) (現行のとおり)		
	日額 三千円		(現行のと おり)
	(現行の とおり)		

17 から 14 まで	13	6 から 12 まで	
(略)	教員特 殊業務 手当	(略)	
	(1)から(3)まで (略)		
	(4) (略)		
	日額 四千元		(略)
	(略)		十円 イ 水産実 習の指導に 従事すると き。 船長等 日額 二千 八百八十円 その他の 職員 日額 二千五百円

別表第二(第二条関係)

(4) (現行のとおり)	(1)から(3)まで (現行のと おり)	業務の種類 要件	
		要件	件
三時間以上	(現行のとおり)	週休日等	要件
		その他の日	件
勤務時間条例第五条及び第六条第一項に規定する週休日並びに同条第二項及び第三項の規定により週休日となった日において同条第二項又は第三項の規定により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間以外に三時間以上			

別表第二(第二条関係)

(4) (略)	(1)から(3)まで (略)	業務の種類 要件	
		要件	件
四時間以上	(略)	週休日等	要件
		その他の日	件
勤務時間条例第五条及び第六条第一項に規定する週休日並びに同条第二項及び第三項の規定により週休日となった日において同条第二項又は第三項の規定により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間以外に四時間以上			

改正案

現行

第一条から第四条まで（現行のとおり）		第一条から第四条まで（略）	
附則		附則	
1（現行のとおり） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日）		1（略） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日）	
2 条例附則第三項に規定する日は、平成三十四年三月三十一日とする。		2 条例附則第三項に規定する日は、平成三十一年三月三十一日とする。	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
2	船員勤務手当	1	（略）
	東京都立大島海洋国際高等学校の実習船に乗船する職員のうち、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受けるものが、当該実習船の航行等に係る業務に従事したとき。		東京都立大島海洋国際高等学校の実習の指導に従事しないとき。
イ	水産	ア	水産
十	千二百三十円	イ	水産
日	千二百三十円	イ	水産
額	千二百三十円	イ	水産
の	千二百三十円	イ	水産
職	千二百三十円	イ	水産
員	千二百三十円	イ	水産
の	千二百三十円	イ	水産
他	千二百三十円	イ	水産
の	千二百三十円	イ	水産
職	千二百三十円	イ	水産
員	千二百三十円	イ	水産
の	千二百三十円	イ	水産
欄	千二百三十円	イ	水産
に	千二百三十円	イ	水産
掲	千二百三十円	イ	水産
げ	千二百三十円	イ	水産
ら	千二百三十円	イ	水産
れ	千二百三十円	イ	水産
た	千二百三十円	イ	水産
者	千二百三十円	イ	水産
で	千二百三十円	イ	水産
、	千二百三十円	イ	水産
実	千二百三十円	イ	水産
習	千二百三十円	イ	水産

11 まで	3 から	
11 まで	(現行のとおり)	

11 まで	3 から	
11 まで	(略)	
		千六百十 円 その他 の職員 日額二 千二百三 十円 イ 水産 実習の指 導に従事 すると き。 船長等 日額二 千八百八 十円 その他 の職員 日額二 千五百円

警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）

改正案

第一条から第五条まで（現行のとおり）

附則

- 1 （現行のとおり）
（小笠原業務手当に関する規定の失効する日）
 - 2 条例附則第三項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める日は、平成三十四年三月三十一日とする。
 - 3 及び 4 （現行のとおり）
- 別表（第二条関係）

手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1	捜査等業務手当	(1)ア 暴力団、国際犯罪組織等に係る犯罪の捜査又は取締りに従事した組織犯罪対策総務課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、組織犯罪対策第四課、組織犯罪対策第五課、警視庁組織犯罪対策特別捜査隊又は警察署に所属する職員（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の二に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号）第二条	（現行のとおり）	（現行のとおり）

新旧対照表（抄）

現行

第一条から第五条まで（略）

附則

- 1 （略）
（小笠原業務手当に関する規定の失効する日）
 - 2 条例附則第三項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める日は、平成三十一年三月三十一日とする。
 - 3 及び 4 （略）
- 別表（第二条関係）

手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1	捜査等業務手当	(1)ア 暴力団、国際犯罪組織等に係る犯罪の捜査又は取締りに従事した組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、組織犯罪対策第四課、組織犯罪対策第五課、警視庁組織犯罪対策特別捜査隊又は警察署に所属する職員（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の二に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号）第二条第一項の規定により任	（略）	（略）

	9 ま ら 2 で 8 か			
	爆発物等 処理手当	(現行の と お り)		
	(1) (現行のとおり) (2) ア サリン等による 人身被害の防止に 関する法律(平成 七年法律第七十八 号)第二条に規定 するサリン等、原 子力基本法(昭和 三十年法律第八 十六号)第三条第 五号に規定する放 射線、放射性同位 元素等の規制に関 する法律(昭和三十 二年法律第六十七 号)第二条第 二項に規定する放	(現行の と お り) (現行の と お り) (現行の と お り) (現行の と お り) (現行の と お り)	(現行の と お り) (現行の と お り) (現行の と お り) (現行の と お り) (現行の と お り)	第一項の規定によ り任期を定めて採 用された職員(以 下「特定任期付職 員」という。)及 び東京都の一般職 の任期付研究員の 採用及び給与の特 例に関する条例 (平成十四年東京 都条例第六十二 号)第四条第一号 の規定により任期 を定めて採用され た職員(以下「管 理職員」と総称す る。)を除く。 イからオまで (現 行のとおり) (2)から(5)まで (現 行のとおり)
		(現行の と お り)	(現行の と お り)	
		(現行の と お り)	(現行の と お り)	
	9 ま ら 2 で 8 か			
	爆発物等 処理手当	(略)		
	(1) (略) (2) ア サリン等による 人身被害の防止に 関する法律(平成 七年法律第七十八 号)第二条に規定 するサリン等、原 子力基本法(昭和 三十年法律第八 十六号)第三条第 五号に規定する放 射線、放射性同位 元素等による放射 線障害の防止に関 する法律(昭和三十 二年法律第六十七 号)第二条第 二項に規定する放	(略) (略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略) (略)	期を定めて採用さ れた職員(以下 「特定任期付職 員」という。)及 び東京都の一般職 の任期付研究員の 採用及び給与の特 例に関する条例 (平成十四年東京 都条例第六十二 号)第四条第一号 の規定により任期 を定めて採用され た職員(以下「管 理職員」と総称す る。)を除く。 イからオまで (略) (2)から(5)まで (略)
		(略)	(略)	
		(略)	(略)	

	11	10	
	手当	死体処理 と おり	(現行の と おり)
(3) (2)	(1)	(1)	イからエまで (現行のとおり) 射性同位元素、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第六條第二項に規定する一類感染症、同條第九項に規定する新感染症若しくは重篤の度合いがこれらと同程度と認められる感染症の病原体等(以下「特殊危険物」と総称する。)が生じている現場において特殊危険物による被害の防止のための措置又は特殊危険物の識別、搜索、検証その他の処理に従事した職員
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	イからエまで (現行のとおり)
一 体 腐 乱 等 死	(現行のと お り)	一 体 腐 乱 等 死 三 千 二 百 円 通 常 死 体 千 六 百 円	(現行のと お り)
エ (現行のと お り)	ア及びイ (現行のと お り)	ア及びイ (現行のと お り)	(現行のと お り)
一 体 腐 乱 等 死	ウ (2)及び(3)について は、四人を限度とする。ただし、鑑識課の検視を専門に担当する職員が臨場する場合は、五人を限度とする。	ウ (2)及び(3)について は、四人を限度とする。ただし、鑑識課の検視を専門に担当する職員が臨場する場合は、五人を限度とする。	エ (現行のと お り)

	11	10	
	手当	死体処理 と おり	(略)
(3) (2)	(1)	(1)	二項に規定する放射性同位元素、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第六條第二項に規定する一類感染症、同條第九項に規定する新感染症若しくは重篤の度合いがこれらと同程度と認められる感染症の病原体等(以下「特殊危険物」と総称する。)が生じている現場において特殊危険物による被害の防止のための措置又は特殊危険物の識別、搜索、検証その他の処理に従事した職員
(略)	(略)	(略)	イからエまで (略)
一 体 腐 乱 等 死	(略)	一 体 腐 乱 等 死 二 千 七 百 四 十 円 通 常 死 体 千 三 百 七 十 円	(略)
エ (略)	ア及びイ (略)	ア及びイ (略)	(略)
一 体 腐 乱 等 死	ウ (2)及び(3)について は、三人を限度とする。ただし、鑑識課の検視を専門に担当する職員が臨場する場合は、四人を限度とする。	ウ (2)及び(3)について は、三人を限度とする。ただし、鑑識課の検視を専門に担当する職員が臨場する場合は、四人を限度とする。	エ (略)

24	まら13 で23か	12	
小笠原業 務手当	(現行の とおり)	深夜特殊 業務手当	
(1) 公安職給料表四級 以上の職にある者 (2) 公安職給料表三級 以下の職にある者 (3) 及び(4) (現行の とおり)	(現行の とおり)	(現行の とおり)	
(現行の とおり)	(現行の と おり)	一回 六 七十円	体 三 千 二 百 円 通常死 体 千 六 百 円
(現行の と おり)	(現行の と おり)	(現行の と おり)	

24	まら13 で23か	12	
小笠原業 務手当	(略)	深夜特殊 業務手当	
(1) 公安職給料表五級 以上の職にある者 (2) 公安職給料表四級 以下の職にある者 (3) 及び(4) (略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	一回 七 百円	体 二 千 七 百 四 十 円 通常死 体 千 三 百 七 十 円
(略)	(略)	(略)	

改正後

現行

改正後		現行	
第一条から第四条まで （現行のとおり）		第一条から第四条まで （略）	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
手当番号	種類	支給範囲	手当額
1	出動手当	<p>(1) （現行のとおり）</p> <p>(2) サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第二条に規定するサリン等、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項に規定する一類感染症、同条第九項に規定する新感染症若しくは</p>	<p>（現行のとおり）</p>
			摘要
1	出動手当	<p>(1) （略）</p> <p>(2) サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第二条に規定するサリン等、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項に規定する一類感染症、同条第九項に規定する</p>	（略）
			摘要

2 から 17 まで (現行のとおり)			
	(3) ア及びイ おり (現行のとおり)	(現行のとおり)	り患した場合の重篤の 度合いがこれらと同程 度と認められる感染症 の病原体等が発生して いる状況下で、次の消 防活動に従事した職員
		(現行のとおり)	
2 から 17 まで (略)			
	(3) ア及びイ (略)	(略)	新感染症若しくは患 した場合の重篤の度合 いがこれらと同程度と 認められる感染症の病 原体等が発生している 状況下で、次の消防活 動に従事した職員
		(略)	(略)